

広島県告示第九百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十一年十二月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市甲田町高田原字毛宗坊山三四一 番一地从先から 安芸高田市甲田町高田原字毛宗坊山三三六 番一地从先まで		一一・〇〇 三一・八〇	一一・〇〇 三一・八〇	九〇・六〇	
	一一・〇〇 三八・二〇			九〇・六〇	拡幅